

新事業を
立ち上げたい

滋賀の魅力を活用する ちいさな企業新事業応援補助金

趣旨・目的

小規模事業者が策定する滋賀の魅力（しがの資源）を活用した新たな取組に関する計画の実現に必要な経費の一部を補助します。

滋賀の魅力（しがの資源）とは、地域の特色ある鉱工業品（農林水産加工品を含む）または農林水産物、当該鉱工業品の生産に係る技術、文化財、自然の風景地、その他観光資源などです。

例）朝宮茶、アドベリー、近江牛、近江米、琵琶湖のヨシ、湖魚の食文化、浜ちりめん、彦根バルブ、信楽焼の窯元、畑の棚田、琵琶湖など

対象となる方

商工会および商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）に規定する小規模事業者のうち、次のすべての要件を満たす方

- ア 県内に本店が所在する小規模事業者であること。
- イ 補助対象事業を実施しようとする前年度以前に中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画の承認を受けていない小規模事業者、または経営革新計画の承認を受けた場合においては、承認を受けた計画期間が満了しており、承認を受けた計画と異なる新事業を実施する小規模事業者であること。
- ウ 補助対象事業を実施しようとする前年度以前に滋賀の新しい産業づくりチャレンジ計画認定事業実施要綱に基づくチャレンジ計画の認定を受けていない小規模事業者、もしくは滋賀県中小企業新技術開発プロジェクト補助金の交付を受けていない小規模事業者、またはチャレンジ計画の認定を受けた場合においては、認定を受けた計画期間が満了しており、認定を受けた計画と異なる新事業を実施する小規模事業者、もしくはチャレンジ計画の認定を受け、かつ滋賀県中小企業新技術開発プロジェクト補助金の交付を受けた場合においては、計画期間が満了しており、認定を受けた計画と異なる新事業を実施する小規模事業者であること。
- エ みなし大企業に該当しない小規模事業者であること。
※その他要件について、募集案内にてご確認ください。

支援内容

- (1) 新商品等市場化事業
 - 新商品・新技術・新役務の商品化のための試作、改良、実験、品質検査事業
 - 新商品・新技術・新役務の求評事業、商品化のためのデザイン等の改善事業
- (2) 販路開拓事業
 - 展示会への参加、新商品等の販路開拓等のための広報事業
 - 販路開拓等に関する調査、指導、研修事業

補助金額

50万円以内（補助率 2 / 3 以内）

問い合わせ先

滋賀県商工観光労働部 中小企業支援課

TEL : 077-528-3733 (137ページ No.15)